

もりしん法人インターネットバンキングワнтаイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワнтаイムパスワードサービスについて

ワнтаイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、もりしん法人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワнтаイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

本サービスを利用する場合は、もりしん法人インターネットバンキング利用規定第2条4．および5．に定める利用者ワнтаイムパスワードは利用できないものとします。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、もりしん法人インターネットバンキングを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワнтаイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワнтаイムパスワードを生成する装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。

（1）トークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワнтаイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

ワнтаイムパスワードを利用するために必要なトークンは、1 契約者（1 代表口座）に対し 1 個発行し、当金庫所定の方法でインターネットバンキング契約申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。

ご契約先はもりしん法人インターネットバンキングの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワнтаイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワнтаイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、もりしん法人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワнтаイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワнтаイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワнтаイムパスワードが、当金庫が保有しているワнтаイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. トークンは当金庫所定の有効期限経過後は利用できなくなります。新しいトークンは有効期限到来前に当金庫所定の方法によりご契約先に送付します。

2. 新しいトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。
手続き終了後、利用できなくなったトークンは、お客様の責任において破壊のうえ破棄してください。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
2. 前記1. の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。
3. 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、ワンタイムパスワードサービス利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。)は無料としますが、トークンの追加発行・再発行については当金庫所定の手数料をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
2. 本サービス利用料は、ご契約先の利用開始手続きの実施完了をもって、当金庫所定の時から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
3. 当金庫は本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. トークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はもりしん法人インターネットバンキングの利用を停止します。もりしん法人インターネットバンキングの利用を再開するには、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

5. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. トークンの故障、電池切れ等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、もりしん法人インターネットバンキング契約を解約するものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなくもりしん法人インターネットバンキングの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除するものとします。
3. 前記2.にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫はもりしん法人インターネットバンキングの契約を解約することができるものとします。
4. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、もりしん法人インターネットバンキングの利用を停止することができるものとします。
5. 前記1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

ご契約先は、トークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、トークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、もりしん法人インターネットバンキング利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上

平成 28 年 4 月 11 日制定